

ASBJ「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対する意見

生命保険協会

2019年4月5日

—目次—

1. 総括意見	3
2. 質問への回答.....	3
質問 1	3
質問 3	4
質問 6	5
質問 7	5
質問 8	5
質問 9	6
質問 11	8

1. 総括意見

1. 今回、「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下、本公開草案）について、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）に意見を述べる機会を頂戴したことに感謝する。
2. 我々、生命保険協会は、日本における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図ることを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 42 社が加盟している。
3. 当協会としては、会計基準の開発過程においてはコストベネフィットの観点が必要であり、実務上の配慮は欠かせないと考えているが、本公開草案の開発にあたっては、一定程度、我が国で行われてきた実務へ配慮した検討がなされていることを評価したい。
4. しかしながら、以下の各質問への回答で記載のとおり、その他有価証券の決算時の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額（以下、月中平均）を使用する取扱いや、第三者から入手した相場価格使用にあたっての金融機関における簡便的な取扱いなど、国際的な整合性や当該情報の有用性の観点から、必ずしもコストベネフィットが十分に検討されているとは言えない点も残されている。
5. また、本公開草案は、これまで存在しない新たな会計基準を導入するものであるにもかかわらず、平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。
6. これは、どれだけ早く基準化されたとしても、基準の最終化から 1 年も経たずして適用初年度が到来することを意味するが、監査人との協議を含む時価算定・検証方法の決定やシステム対応などに鑑みると、新設の会計基準としては考えられないスケジュールであり、強く再考を求めたい。

2. 質問への回答

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

7. ASBJ は日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組みに着手する方針を打ち出しており、その検討課題の一つとして、時価に関するガイダンス及び開示を取り上げ、基準開発にあたっては、『国際財務報告基準（IFRS）第 13 号「公正価値測定」の定めを基本的にすべて取り入れる』ことを基本方針としつつ、『我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとした』としている。
8. ASBJ は、2018 年 11 月 30 日をメ切として、別途、金融商品に関する会計基準の改正について広く意見募集を行っていたが、当該意見募集に対し当会より申し上げたとおり、会計基準の開発過程においてはコストベネフィットの観点が重要であり、実務上の配

慮は欠かせない。その観点からは、現行の実務を基礎として財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない検討手法が現実的であり、同様の意見が多くの関係者からも提出されているところである。

9. 一方、今回の基準開発にあたっては、我が国で行われている実務等に配慮しつつ、その他有価証券において月中平均を減損判定においては使用可能とすることや、重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感応度分析の開示を求めないことなど、一定程度、我が国で行われてきた実務やコストベネフィットへ配慮した検討がなされていることについては賛同できる。
10. しかしながら、以下の各質問への回答で記載のとおり、その他有価証券における月中平均の決算時の時価への使用を禁じることや第三者価格使用にあたっての金融機関での簡便的な取扱いを容認しないことなど、国際的な整合性や当該情報の有用性の観点から、必ずしもコストベネフィットが十分に検討されているとは言えない点も残されている。
11. 基準の最終化にあたっては、このような点が慎重に検討されるべきである。

質問3（時価の定義に関する質問）

（質問3-2）期末前1か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

12. 月中平均時価をなくし、期末日時点の出口価格に統一することによって、財務諸表の比較可能性を向上させるといった方向性については、理解できる。しかしながら、企業によってビジネスの中身は区々であり、長期にわたる負債がありそれに見合った長期の資産を保有する生命保険会社等の事業主体にとっては、期末の一時点のみで評価を行うことが、適切な情報の提供に繋がらない可能性がある。
13. また、その他有価証券に関して、減損判定における「著しい下落」の判定に月中平均の使用を認めて頂いたことには賛同する一方で、減損処理の損失額の算出には期末時点の市場価格を使うこととされている。
14. 当該取扱いの変更により、減損判定に月中平均を使用していたとしても、期末に向けて株価が下落しているなかで著しい下落と判定された場合、更なる損失の回避のために保有する株式を売却するなど期末近くでの企業の投資行動に影響する可能性があり、市場への意図せざる影響を生じかねない。
15. 期末評価額や減損額の算定に月中平均時価の選択適用の余地を残す、これまで行われてきた実務を見直すべきではないと考える。

質問6（その他の取扱い）

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがありましたら、ご記載ください。

16. 第三者から入手した相場価格の利用について、実務等に配慮すべき項目とされていること自体は評価したい。
17. その結果、本公開草案では、金融機関とそれ以外とを区分し、一定の要件を満たすデリバティブに限って、第三者から入手した相場価格を時価とみなす簡便化が提案されている。
18. しかしながら、金融機関、それ以外の業種を問わず、時価の検証方法は、残高等に応じて重要性の観点から、簡便的なものが認められると理解している。このようなことが否定されないことがわかるような記載とすべきである。

質問7（市場価格のない株式等の取扱い）

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

19. 市場価格のない株式等として、非上場株式や出資金等について、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮して、取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いが認められたことには同意する。

質問8（開示に関する質問）**（質問8-1）開示項目に関する質問**

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上述の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

20. コストベネフィットを検討いただいた結果、(8)及び(9)の注記を求めないとされていることには同意する。
21. 金融商品の時価開示適用指針案第5-2項に「ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる」とあるが、その他の開示項目やその内容についても、コストベネフィットの観点から、個別企業における重要性の視点が尊重されることが必要である。

（質問8-2）期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区分し

て記載すること、また上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

22. 実務に配慮された簡便的な取扱いが明記される提案については同意する。

質問 9 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

23. 本公開草案は、公表文書に『企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等において、時価（公正な評価額）の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていませんでした。』と記載されているとおり、これまで存在しない新たな会計基準を導入するものである。
24. 本公開草案では、対象を金融商品に限定することで、コストベネフィットのバランスを一定程度とったものと理解できるが、生命保険会社を含め、金融商品を多く保有する企業にとっては、これまで存在しない会計基準の適用であり、現状存在しない実務の構築を求められるものである。
25. そのため、時価算定方法の決定やその検証など、会計監査人との調整に一定の時間を要することは避けられず、システム対応は、当然その後ということになり、少なくとも 1 年は必要となる。
26. しかしながら、本公開草案では平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされており、どれだけ早く基準化されたとしても、基準の公表から 1 年も経たずして適用初年度が到来する。
27. ASBJ が本邦の会計基準の国際的な整合性を高めているという方向性には同意する。しかしながら、収益認識基準とは異なり、現在、時価の算定方法に関するガイダンスが存在しないことが、本邦の会計基準の信頼性や比較可能性にとって著しくマイナスとなっているとは考えられない。また、投資信託の取扱いは今後検討されるため、再度取扱いが変更となる可能性があり、企業に余計なコスト負担が発生する可能性がある。従って、企業に喫緊の対応を求める必要はなく、むしろ喫緊の対応を強制することは弊害の方が多いと考える。
28. また、これまで各質問項目で述べてきたとおり、基準そのものに課題が認められるなかで、このような適用開始日を設けることは、こうして提出する意見が適切に検討される時間的余裕があるのかどうかも疑わしい。新設の会計基準としては異例なスケジュールとなっており、強く再考を求めたい。
29. 審議の過程で、対応に相応の時間を要するという意見があったことを踏まえて、平成 33

年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末から適用することも認められているが、その場合も、上記のとおり、平成31年度末（平成32年3月31日）決算に事前準備を間に合わせることは非常に難しいため、年度末での試行を一度も行わないまま適用することは変わらない。

30. 以上から、適用日は基準完成から2年以上は先とすべきである。

(質問9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

31. 経過措置①では、本公開草案が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することが示されており、経過措置②において、時価算定方法を見直した場合に、それが本公開草案を適用したことによる影響と区分することができる場合には、遡及適用することができるかとされている。
32. これらの経過措置によって、その他有価証券の決算時の時価が月中平均から期末時点の市場価格に変更となる場合、遡及適用は不要と理解しているが、その前提でこれらの経過措置に同意する。
33. また、経過措置③において、第三者から入手した相場価格の利用にあたって、従前にない実務を構築する必要があることに配慮頂き、適用時期を延期する提案がなされていることについては同意する。
34. しかしながら、質問6への回答で記載のとおり、そもそも重要性が低い場合についても高いレベルの検証を求めるがために、適用を延期するようなことであれば、本末転倒である。
35. また、経過措置④において、投資信託に関する取扱いが改正されるまでの間の便宜的な時価のレベルの分類として、「信託約款又は規約の定めにより算定日時点において無条件に解約可能な投資信託について」とされているが、取引所の停止等やむを得ない事情がある場合には解約請求の受付の中止が可能となる旨、信託約款に記載されているケースが多くある。そのため、そういった投資信託については非常時を想定した信託約款の定めによって、無条件に解約が可能でなくなることから、レベル3の時価に分類されることになり、レベル別開示の有用性を損なう可能性が高いため、文言の修正を行うべきである。
36. また、「当該投資信託の設定取引又は解約取引が活発か否かに応じてレベル1の時価又はレベル2の時価に分類する」とされているが、設定取引又は解約取引が活発かどうかは保有者の立場では把握できない情報であり、ASBJ案では実現可能性が乏しい。
37. そもそも、投資信託に関する取扱いが改正される間の便宜的なものであるならば、より簡便的な取扱いとすることや、投資信託についてレベル別区分を求めないことなども検討されるべきである。

質問 11 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

38. 時価の優先順位により、市場で観察可能な情報を優先使用することになると考えられるが、例えば融資（主として企業向け融資を想定）については、企業の内部信用格付ではなく外部格付等の市場データを優先して使用することになる。
39. 一方で、現在は実務指針の開示例（金融業）において「固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定している。」との記載にもあるように、時価算定に内部信用格付を優先させている実務も多く存在する。
40. 内部格付は金融庁検査マニュアル等の要請にも従い金融機関等が厳格な管理のもと、精緻に付しており、内部の信用リスクの管理にも使用している。時価算定会計基準が導入されることによって、無条件に市場で観察可能な外部格付を時価算定の際に優先させることは、必ずしも経済実態を表し利用者の有用性を高めるものとは限らないことから、引き続き内部格付を優先させた時価の採用も認められるべきである。
41. 仮に、内部格付を優先させた時価の取扱いが否定される場合では、外部格付を用いた時価算定が必要となるが、通常時価算定はシステム処理を介して行うため、新しく時価算定を行うにあたってはシステム開発が必要となり、この場合、適用時期について現行のスケジュールでは難しく、基準化後2年を要する。
42. また、各質問への回答でも記載しているが、重要性の原則が全般的に適用されるべきであり、特にケースを限定して簡便な取扱いを認める場合には、重要性の原則の適用を妨げるものではないことを明示すべきである。

以上